

## —政策関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第 534 号 )

## —当局政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国人民銀行など中央 6 部門は 2021 年 1 月、『クロスボーダー人民元政策の更なる最適化、対外貿易と外資の安定確保に関する通知』（銀発〔2020〕330 号）を公布しました。一部の資本項目における人民元収入の使用制限の緩和、外商投資企業の国内再投資の利便性向上、全国でより高いレベルの貿易投資利便化試行の展開など、クロスボーダー人民元に係る制限の緩和策が多く含まれています。2 月 4 日より施行するとしています。

ちなみに、中国人民銀行などは 2021 年 1 月 7 日、企業のクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節パラメーターを 1 に戻しました。同パラメーターは昨年 3 月に 1.25 に調節されていました。

また、自由貿易試験区関連として、中国国家発展改革委員会は 2020 年 11 月、『海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）』（中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部令第 39 号）を公布しました。本措置は 2020 年 6 月の『海南自由貿易港建設総体方案』に従い、同月の『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）』に基づいて作成されております。海南自由貿易港における外資規制分野を一覧にしたもので、全国自由貿易試験区よりもさらに緩和したものとなっています。2021 年 2 月 1 日より施行します。

以下、関連の通知・公告及び直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

**【政府当局の主な政策動向】**

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
人民銀行等	<p>クロスボーダー人民元政策の更なる最適化、対外貿易と外資の安定確保に関する中国人民銀行、国家発展改革委員会、商務部、國務院国有資産監督管理委員会、中国銀行保險監督管理委員会、国家外貨管理局の通知 銀発〔2020〕330 号 (2021. 1. 4)</p> <p>中国人民銀行 国家发展和改革委员会 商务部 国务院国有资产监督管理委员会 中国银行保险监督管理委员会 国家外汇管理局关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知 银发〔2020〕330 号 <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html">www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html</a></p>	<p>➤ 『通知』は全部で5つの部分、15条あり、主な内容は下記の通りである</p> <p>➤ 【より高いレベルの貿易投資人民元決済利便化の推進】</p> <p>1. 全国でより高いレベルの貿易投資利便化試行を展開。国内銀行は優良企業が提出した『クロスボーダー人民元決済受取・支払説明』または受取・支払指図に基づき、優良企業のために貨物貿易、サービス貿易に係るクロスボーダー人民元決済などの手続を行うことができる</p> <p>2. 貿易新業態に係るクロスボーダー人民元決済を支持</p> <p>3. 商業制度改革に基づき、業務処理・審査に対する要求を適時に調整。外商直接投資人民元決済、加工貿易項目におけるクロスボーダー人民元決済などの関連業務を取り扱う際の必要書類を簡素化し、営業ライセンスや市場監督管理部門システム</p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>人民銀行等</p>	<p>クロスボーダー人民元政策の更なる最適化、対外貿易と外資の安定確保に関する中国人民銀行、国家発展改革委員会、商務部、國務院国有資産監督管理委員会、中国銀行保險監督管理委員会、国家外貨管理局の通知 銀発〔2020〕330号 (2020.1.4)</p> <p>中国人民银行 国家发展和改革委员会 商务部 国务院国有资产监督管理委员会 中国银行保险监督管理委员会 国家外汇管理局关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知 银发〔2020〕330号 <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html">www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html</a></p>	<p>(続き)</p> <p>から取得できる企業登録・届出情報を業務審査、口座開設時などの根拠とすることができる</p> <p>➤ 【クロスボーダー人民元決済プロセスのさらなる簡素化】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クロスボーダー人民元業務の重点監督管理リストの構成メカニズムを最適化。「輸出貨物貿易の人民元決済企業重点監督管理リスト」を「クロスボーダー人民元業務重点監督管理リスト」に調整する</li> <li>2. 書類審査の電子化を支持</li> <li>3. 多国籍企業グループの経常項目に係るクロスボーダー人民元集中受取・支払の手配を最適化。多国籍企業グループに主催企業として指定された国内の会員企業は、遠隔地で人民元銀行決済口座を開設し、経常項目に係るクロスボーダー人民元の集中受取・支払業務を行うことができる</li> <li>4. 全国で対外請負工事類優良企業のクロスボーダー人民元決済業務利便化試行を展開</li> </ol> <p>➤ 【クロスボーダー人民元の投融資管理のさらなる最適化】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一部の資本項目に係る人民元収入の使用制限を緩和。ただし、次の要件を満たす必要がある。①業務範囲外または国の法律で禁止されている支出に、直接または間接的に使用してはならない、②別途明確な規定がある場合を除き、直接または間接的に証券投資に使用してはならない、③経営範囲で明確な許可がある場合を除き、関連会社以外の企業への融資に使用してはならない、④自社用以外の不動産(不動産企業の場合は対象外)の建設、購入に使用してはならない</li> <li>2. 外商投資企業の国内再投資の利便性を向上</li> <li>3. 外商直接投資業務に係る専用口座の管理要求を撤廃</li> <li>4. 国内企業の国外における人民元借入業務の管理を最適化。国内企業は国外人民元借入1件に対して複数の人民元専用預金口座を開設することができ、また複数の国外人民元借入に対して同一の人民元専用預金口座を通じて資金回収を行うことができる</li> <li>5. 国内企業の人民元国外貸付業務の管理を最適化。国内企業の人民元国外貸付に係る期前弁済額は国外貸付残高に計上しない</li> </ol> <p>➤ 【個人の経常項目に係るクロスボーダー人民元受取・支払の利便化】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人の経常項目に係るクロスボーダー人民元決済業務の展開を支持。国内銀行による個人向けのクロスボーダー人民元決済業務の取扱を支持し、個人の給与など合法的収入に係るクロスボーダー</li> </ol>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
人民銀行等	<p>クロスボーダー人民元政策の更なる最適化、対外貿易と外資の安定確保に関する中国人民銀行、国家発展改革委員会、商務部、国務院国有資産監督管理委員会、中国銀行保険監督管理委員会、国家外貨管理局の通知 銀発 [2020] 330 号 (2020. 1. 4)</p> <p>中国人民银行 国家发展和改革委员会 商务部 国务院国有资产监督管理委员会 中国银行保险监督管理委员会 国家外汇管理局关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知 银发〔2020〕330号 <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html">www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4157371/index.html</a></p>	<p>(続き)</p> <p>人民元受取・支払業務の利便性のさらなる向上を図る</p> <p><b>2. 個人人民元銀行決済口座による香港、マカオの同一名義口座からの送金の受取を利便化</b></p> <p>➤ 【外国機関の人民元銀行決済口座使用の利便化】</p> <p><b>1. 外国機関の人民元銀行決済口座による国外送金の受取を利便化。</b>外国機関の人民元銀行決済口座の収入範囲を拡大し、国外同一名義口座からの人民元送金を受け取ることができる</p> <p>➤ 本通知は2021年2月4日より施行する</p>
発改委等	<p>海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版） 中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部令第39号 (2020. 12. 31)</p> <p>中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第39号 海南自由贸易港外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版） <a href="https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201231_1261607.html">https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201231_1261607.html</a></p>	<p>➤ 海南省における自由貿易試験区と自由貿易港の建設は2018年からスタート。同年4月の『海南省の全面的な改革開放の深化への支援に関する中共中央・国務院の指導意見』をもって海南省での自貿区建設が開始され、そして20年6月の『海南自由貿易港建設総体方案』（以下、『総体方案』）により「自由貿易港の建設」フェーズへ移行された</p> <p>➤ 『総体方案』では、市場参入ルールの緩和を進め、「参入前内国民待遇」+「ネガティブリスト」による管理制度を実施し、海南自由貿易港の外商投資参入ネガティブリスト（本通達、以下『海南ネガティブリスト』）を制定することを掲げた</p> <p>➤ 『海南ネガティブリスト』は2020年6月の『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）<sup>2)</sup>』（以下、『自貿区ネガティブリスト』）をもとに策定されており、特別管理措置は1分野3条減の11分野27条に、また部分的緩和の項目もある</p> <p>➤ 『自貿区ネガティブリスト』と比較した主な特徴は下記の通りである</p> <p><b>1. 付加価値通信、教育など重点分野における開放を推進。</b>付加価値電気通信業務の開放を拡大し、オンラインデータ処理と取引処理業務に係る外資参入制限を撤廃し、海南自由貿易港に登録・サービス施設を設立する企業による自由貿易港全域と国外に向けたインターネットデータセンターなど業務の展開を許可する。国外の理学・工学・農学・医学類のハイレベルな大学、専門学校による単独での海南自由貿易港における学校運営を許可する</p>

<sup>1</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第509号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第511号）：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0563-XF-0105.pdf>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
発改委等	<p>海南自由貿易港外商投資參入特別管理措施（ネガティブリスト）（2020年版） 中華人民共和國國家發展改革委員會、中華人民共和國商務部令 第 39 号（2020. 12. 31）</p> <p>中華人民共和國國家發展和改革委員會 中華人民共和國商務部 令 第 39 号 海南自由貿易港外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2020 年版） <a href="https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201231_1261607.html">https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201231_1261607.html</a></p>	<p>（続き）</p> <p>2. <b>ビジネスサービスの対外開放を拡大。</b> 法律サービス分野では、外国弁護士事務所の投資形態、中国の資格を持つ弁護士の雇用などに係る制限事項を撤廃する。コンサルティングと調査分野では、ラジオ・テレビの視聴状況調査につき中国側が持分支配とする制限は残すものの、市場調査分野への外資参入制限を撤廃する。外資系企業による社会調査への投資を認める</p> <p>3. <b>製造業、採鉱業の許可を緩和。</b> 製造業では、全国と自由貿易試験区の「2022年に乗用車製造に係る外商の持分制限、同一の外商の国内での同類完成車製品メーカーの設立制限の撤廃」を先行して実施する。採掘業分野では、「レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資」という制限措置を撤廃する</p> <p>4. 交通運輸・倉庫保管および郵政業分野、文化・スポーツおよび娯楽業分野などでも規制を緩和する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外国投資家は、個人事業主、個人独資企業投資家、農民専門協同組合のメンバーとして、投資経営活動に従事してはならない</li> <li>➤ 本措置は2021年2月1日より施行する</li> </ul>
財政部	<p>新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策のさらなる改善に関する通知 財建 [2020] 593 号 (2020. 12. 31)</p> <p>关于进一步完善新能源汽车推广应用财政补贴政策的通知 财建〔2020〕593号 <a href="http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202012/t20201231_3638812.htm">http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202012/t20201231_3638812.htm</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2020年年初の中国新エネルギー車市場の落ち込みを受け、財政部、工業情報化部、科学技術部、發展改革委員會は2020年4月に共同で『新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の改善に関する通知』（財建 [2020] 86号<sup>3</sup>、以下、「財建 [2020] 86号」）を発表し、新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の実施期限を2022年末まで延長するとともに、2021年と2022年の新エネルギー車購入補助金の支給基準の引き下げ幅を明確にした</li> <li>➤ 本通知では、「財建 [2020] 86号」の関連規定に基づき、新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の関連要求をさらに明確にした</li> <li>➤ 主な内容は下記の通りである</li> </ul> <p>1. <b>補助金政策の技術指標と引き下げ幅を維持。</b>「財建 [2020] 86号」の規定に基づき、新エネルギー車の補助金支給基準を2020年基準から20%引き下げる。公共交通分野の車両（都市バス、タクシー、環境保護、都市物流配送）や党・政府機関の公務分野で要求に合致する車両について、補助金支給基準を2020年基準から10%引き下げる。地方政府による新エネルギーバスに対する購入補助金の支給継続を許可する</p> <p>2. <b>新試験方法基準へスムーズに移行。</b>2021年の新試験方法基準が公布・実施されるまでは、従来基準によって製品検査を行い、補助金政策の技術基準に合致する場合、補助金を受けることができる</p>

<sup>3</sup> みずほ中国ビジネス・エクスプレス 速報 21（新型コロナウイルス感染症の関連情報 2020年4月28日）

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0556-XF-0105.pdf>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">財政部</p>	<p>新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策のさらなる改善に関する通知 財建〔2020〕593号 (2020.12.31)</p> <p>关于进一步完善新能源汽车推广应用财政补贴政策的通知 财建〔2020〕593号 <a href="http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202012/t20201231_3638812.htm">http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202012/t20201231_3638812.htm</a></p>	<p>(続き)</p> <p><b>3. 監督管理を更に強化し、市場化長期有効メカニズムを改善。</b>新エネルギー車生産企業の製品品質に対する主体责任を着実に実行し、企業が積極的に欠陥調査と自主回収を展開することを奨励する。生産企業の安全管理システムの不備で重大事故を起こし、主管部門の行政処理により処罰された場合、製品に品質問題があることを知りながら自発的にリコールを行わなかった場合、重大事故を起こした場合、あるいは主管部門からリコールを命じられた場合は、情状を鑑みて推薦車種リストの一時掲載停止または除名、財政補助金の一時停止または取り消しなどの措置をとる。部門間の情報共有と監督管理メカニズムの構築を推進し、新エネルギー車の生産、販売、運営、廃棄などの全プロセスにおける監督管理を強化する。新エネルギー乗用車クレジット取引政策を着実に整備・実行するとともに、新エネルギー商用車クレジット取引制度の研究を加速し、購入補助金政策からのスムーズな移行を促す</p> <p><b>4. 重複建設を防止し、産業集中度を高める。</b>自動車投資プロジェクトと生産参入管理を強化し、新規増加を厳しく制限し、既存部分を最適化する。ゾンビ企業の市場退出を強め、優位性ある企業の合併再編を奨励する。生産能力が十分に利用され、産業基盤が堅実で、周辺産業の体系が整備され、競争優位性の顕著な地域と企業の集積を通じて、生産能力の利用率と産業集中度を絶えず向上させる。新エネルギー乗用車、商用車企業が一度に購入補助金を申請する車両数はそれぞれ1万台、1千台に達しなければならない</p> <p>➤ 本通知は2021年1月1日より施行する</p>
	<p>海南自由貿易港における交通機関及び遊覧ボートの「ゼロ関税」政策に関する通知 財関税〔2020〕54号 (2020.12.29)</p> <p>关于海南自由贸易港交通工具及游艇“零关税”政策的通知 财关税〔2020〕54号 <a href="http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202012/t20201229_3637932.htm">http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202012/t20201229_3637932.htm</a></p>	<p>➤ 全島において関税が撤廃されるまでの期間、海南自由貿易港に登録・登記し、法人格を有し、交通運輸、観光業に従事する企業（航空会社の場合、海南自由貿易港を主要運営基地とする必要がある）が、交通運輸、観光業に用いる船舶、航空機、車両など事業用交通機関及び遊覧ボートを輸入する場合、関税、輸入増値税及び消費税を免除する対象となる企業リストは、海南省交通運輸など主管部門が海南省財政庁などと共に制定し、動的に調整する</p> <p>➤ 「ゼロ関税」政策を享受する交通機関及び遊覧ボートはポジティブリストによる管理を実施する。リストは財政部、税関総署、税務総局が関係部門と協議し、動的に調整する</p> <p>➤ 「ゼロ関税」の交通機関及び遊覧ボートは海南自由貿易港の政策条件に合致する企業の自社用に限定する。倒産などの理由で譲渡する場合は、事前に税関の同意を得て手続を行う必要がある</p> <p>➤ 本通知は公布日より施行する</p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>財政部</p>	<p>「政府調達による中小企業発展を促進する管理弁法」の印刷・配布に関する通知  財庫〔2020〕46号  (2020.12.29)</p> <p>关于印发《政府采购促进中小企业发展管理办法》的通知  财库〔2020〕46号  <a href="http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhi/du/202012/t20201228_3637419.htm">http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhi/du/202012/t20201228_3637419.htm</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2011年に、財政部、工業情報化部は『政府調達による中小企業発展を促進する暫定措置』（財庫〔2011〕181号）を公表したが、事前留保割合措置の不備、調達者主体の責任不明確などの問題が発覚。本通知では財政部が工業情報化部と共同で、『政府調達制度改革案の深化』『中小企業の健全な発展に関する指導意見』等に基づき、『政府調達による中小企業発展を促進する暫定措置』を改善</li> <li>➤ 主な改善措置は下記の通りである <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>事前留保割合に関する規定を改善。</b> 主管予算部門は、当該部門及び所属部門の政府調達案件を評価し、中小企業による提供に適する割合を中小企業向けに事前留保する。①少額の調達(200万元以下の貨物・サービス調達案件、400万元以下の工事関連の調達案件)は原則として全額中小企業向けに留保する、②前述の金額を超える調達案件について、当該調達案件予算総額の30%以上を中小企業向けに留保し、うち零細企業向けの割合は60%を下回ってはならない。事前留保の割合は政府調達予算にて単独の項目として表示し、実行状況を社会一般に公開する</li> <li>2. <b>政府調達案件の価格評価優遇方法を改善。</b> 調達者、調達代理機関は事前留保以外の調達案件や調達パッケージを評価する際、零細企業の見積価格から6%~10%(工事関連の調達案件の場合は3%~5%)を引いてから評価する</li> <li>3. <b>複数の措置で中小企業の成長を支援。</b> 資金支払や信用保証などにおいても中小企業への支援について規定した。①調達者による中小企業への支払期限を適切に短縮し、前払金の比率を高めることを奨励する、②政府調達において中小企業が信用保証を利用するよう誘導し、中小企業の入札保証、履行保証などの面で専門のサービスを提供する、③中小企業に対し政府調達契約を通じた資金調達を奨励する</li> <li>4. <b>実行可能性を強化。</b> 事前留保の具体的な方法を改善し、中小企業による提供に適さない、中小企業に留保しなくてもよい5つの具体的な状況を明確にした。調達者、調達代理機関、受注者、主管部門などの関連主体の責任を明確にした</li> </ol> </li> <li>➤ 中小企業が政府の購買活動に参加し、支援政策を受けるには、中小企業の証明として『中小企業声明書』を発行すればよい。いかなる会社や個人も、中小企業の受注者に対して『中小企業声明書』以外の証明書類の提出を求めたり、事前認定し名簿ライブラリに入れてはならない</li> <li>➤ 本弁法は2021年1月1日より施行する</li> </ul>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 郭嘉賓

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1153)

E-mail : [Jiabin.Guo@mizuho-cb.com](mailto:Jiabin.Guo@mizuho-cb.com)

MIZUHO

みずほ中国

WeChat公式アカウント

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください  
本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。